一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年九月八日農林水産省告示第千二百七十号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町神尾田字田之入向一〇〇八の一、一〇一〇

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町中川字焼津二二三の一、二二三の七、字舛小家八六九のニの一、字上ノ原台八七九のイの一七、八七九のイの二一、八七九の三〇、八七九の五一、八七九の七六、八七九の七七、字深田八八一の四五、八八一の六〇の一、八八一の六〇の二、八八一の六〇の五、八八一の一〇〇、字小塚八九七の五六の一から八九七の五六の五まで、字登尾九〇〇のイの六の乙、九〇〇の八、九〇〇の五四、字大仏向九二三のヲ

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字上ノ山六一八の一、六一八の五、六一八の九、六一八の一〇、六二四、六二五の一、六二五の三、七〇五から七〇七まで、七二二の一、七二二の二、七三〇、七九三、七九八の一、七九八の二、八〇〇、八〇一、八〇二のイ、八〇二のロ、八〇七、八〇九、八一〇、字栗ノ木日影八五一の一、八九七のロ、字土地縄九一七の一二、九一七の一四、九一七の一七から九一七の二三まで、九一七の二六から九一七の三六まで、字大屋ノ沢九一九の二一、字権現山九二四の八、九二四の一〇、九二四の一一、九二四の一七、字笹小屋九二六の一〇、九二六の四四、九二六の四五、九二六の四八、九二六の五一、九二六の五八

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字上ノ山六一八の一、六一八の五、六一八の九、六一八の一〇、六二四、六二五の一、六二五の三、七〇五から七〇七まで、七二二の一、七二二の二、七三〇、七九三、七九八の一、七九八の二、八〇〇、八〇一、八〇二のイ、八〇二のロ、八〇七、八〇九、八一〇、字栗ノ木日影八五一の一、八九七のロ、字土地縄九一七の一二、九一七の一四、九一七の一七から九一七の二三まで、九一七の二六から九一七の三六まで、字大屋ノ沢九一九の二一、字権現山九二四の八、九二四の一〇、九二四の一一、九二四の一七、字笹小屋九二六の一〇、九二六の四四、九二六の四五、九二六の四八、九二六の五一、九二六の五八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第22951号 平成20年9月11日	平成20年12月10日	FLORVENDULA BLUE WHITE	FLORVENDULA BLUWHITE
第23149号 平成20年11月18日	平成21年2月3日	2008カワモトピンク	2008カワモ01
第23153号 平成20年11月18日	平成21年2月3日	ラファエル	2008カワモ03
第23156号 平成20年11月18日	平成21年2月3日	ルシファー	2008カワモ02
第24379号 平成21年12月7日	平成22年2月18日	朝倉ろまんホワイト	平田2号
第24644号 平成22年3月3日	平成22年6月14日	青手鞠	夢手鞠

○国土交通省告示第百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の十一の規定により、監理技術者講習の一部の休止の届出があったので、同法第二十六条の二十一第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十七日　　国土交通大臣　前田　武志

一　業務を休止した登録講習実施機関の名称　財団法人神奈川県都市整備技術センター

二　業務を休止した者の登録番号　6

三　業務を休止した者の住所　神奈川県茅ヶ崎市汐見台一番七号

四　休止した講習の範囲　受講者の募集及び講習の実施

五　休止する期間　平成二十四年四月一日から平成二十五年八月三十日

○国土交通省告示第百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平野川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県北設楽郡東栄町大字月

字西平ノ　一一番六　一号
一一番四　二号
九番二　三号
九番四　四号
九番五　五号
九番二二　六号
八番三　七号
一九番四　八号
一九番一　九号
二〇番　十一号
三八番一　十号
一〇番二　十二号
一四番　十三号
字寺甫
字時気
字西大平ノ